

平成 2 9 年度
第 8 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成 3 0 年 3 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年3月12日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 5番 上砂 正義
- 10番 三好 義光
- 14番 佃 光廣

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主幹 中野 清作
- 副主幹 横井 和久
- 主任技師 稲積 直子
- 囑託職員 田所 清美

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第16条第1項及
び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定に
ついて
議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から平成30年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

なお、上砂委員、三好委員、佃光廣委員からは欠席、また、神内委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は18番原田委員及び20番森委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、貸貸人が貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が農業を廃止するため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

通知を受けた土地のうち、1筆山林がありますが、これは国土調査で917番に合筆された土地の中に残存小作地が2筆含まれており、今回、その2筆の部分についても合意解約したものです。

3番は、残存小作による貸貸借契約を使用貸借に変更するため合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番に関連しています。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

6番から9番までは、賃借人が労力不足のため香川県農地機構の前身である香川県農業振興公社を介した農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、申請地で基盤整備事業を行うため残存小作による貸貸借契約を合意解約した

もので、離作補償は有りません。基盤整備後に再度貸付予定です。

議案書3ページをお開きください。

11番は、貸貸人が自ら耕作するため農地法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

12番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権34番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4ページを御覧ください。

1番は、貸人が一部を農業経営する法人に解除条件付きで貸し付け、残りは自ら耕作するため返還を受けたものです。

2番は、貸人が貸付先を子から孫へ変更するため返還を受けたものです。

3番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

4番は、貸人の都合により返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成29年5月19日付けで共同住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第2号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号は受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員より説明をお願いいたします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。今回の特別現地調査委員は、原田委員、森委員と、私の3名で現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して森委員から報告をお願いします。

森委員 現地調査委員の森です。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市一宮出張所東300メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近く交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも500メートルと近接し、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書 6 ページを御覧ください。

1 番は、平屋建 1 棟の非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 9 年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積は 509 平方メートルあり、一般住宅転用可能面積 500 平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が 9 平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地 200 平方メートル未満であり問題ないと考えます。

2 番は、納屋・物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和 43 年 12 月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地面積は 122 平方メートルであり、農地法上の制限除外、200 平方メートル未満であるため無断転用扱いとはしません。

3 番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 3 年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 536.38 平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4 番は、2 階建 2 棟の 2 世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道に接し、国道 193 号線にも近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 18 年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6 番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 3 年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 506.23 平方メー

トル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年1月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が276.30平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地に隣接する宅地が狭く敷地内に駐車スペースを確保できないことから宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が363.84平方メートル有ります。

9番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路が狭く車両の通行が困難であるため進入路を拡幅したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年1月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が736.01平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書7ページを御覧ください。

10番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、土木建築工事業を営む法人の代表取締役である申請者が、事業拡大により資材置場と車両置場が不足することから、法人への新たな露天貸資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで既存の資材・車両置場の対面地に位置し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が49.13平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番と関連しています。

12番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年11月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、許可申請面積は、187.11平方メートルで、農地法の制限除外、200平方メートル未満であるため無断転用扱いとはしません。

13番は、電気工事業を個人で営む申請者が工事部品の保管場所が手狭で、新たな倉庫・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「農家住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請人は、定年退職を機に帰郷し、母を扶養しながら営農を予定しているもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が684.14平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、家財道具を収納する物置を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請人は、鬼無町に移り住む予定であり、申請地は平成20年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が349.90平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が542.9平方メートルあり、一般住宅転用可能面積500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が42.9平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械を保管する納屋が手狭で老朽化し、建替えのために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和30年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が999.79平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせた敷地面積のうち、有効利用面積が1,136.78平方メートルあり、農家住宅転用可能面積1,000平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が136.78平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、平成29年10月19日付けで仮設事務所・露天資材置場用地として許可を受けていましたが、新たな工種の追加、基礎地盤の置換工により工期内の施工が困難となり、工事完了日を平成30年4月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成29年9月21日付けで仮設事務所・露天資材置場用地として許可を受けていましたが、下水道工事の工法変更に伴い工期内の施工が困難となり、工事完了日を平成30年4月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

3番は、平成14年8月27日付けで資材置場用地として許可を受けていましたが、当初は資材を露天で保管する予定でありましたが、製品等を屋内で保管するため倉庫を設置する必要が生じたため、転用目的を資材置場・倉庫用地とするため事業計画変更申請するものです。

4番は、平成29年12月14日付けで共同住宅用地として許可を受けていましたが、転用区域の追加により工事完了日を平成30年9月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。農地法第5条の規定による許可申請所有権30番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番及び4番と5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き森委員から報告をお願いします。

森委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、琴電琴平線仏生山駅南西500メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、仏生

山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は大規模な住宅団地や共同住宅で宅地化が進み住環境が優れた地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用宅地が90.74平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立林小学校北東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松中央インターチェンジや国道11号線に近く交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも150メートルと近接し、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用公衆用道路が7.28平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立三溪小学校北1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育・商業施設が整ったサンメッセ香川を中心とする都市計画用途地域に南1キロメートルと近接し、申請地の北側・南側の一部は他社の開発した分譲住宅団地に接しており、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が581.48平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

4番の申請地は、高松市立香西小学校北西1.4キロメートルに在り、不動産業を営む転用者が毎月1回開催する関連協力会社との会議のための駐車場が不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線沿いで本社の東隣に位置し利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請特別議案所有権5番と関連し、一体の開発許可申請となっています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立香西小学校北西1.4キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。5条特別議案所有権4番と関連し、一体の開発許可申請で合計面積は、4,198平方メートルになります。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線沿いで交通の利便性が良く、都市計画用途地域に500メートルと近く、周辺は商業施設が整い、分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地所有者が昭和30年ごろに一部造成しておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被

害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が46.76平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番の転用者は、鋼製建具等の製造販売業を営んでおり、事業拡大により駐車場が手狭となったことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が161.09平方メートルあります。

3番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページを御覧ください。

6番の転用者は、祖父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に近く農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年ごろに一部造成しておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が154.66平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、非農家の自己住宅の用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年10月に一部造成しておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が、296.99平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の転用者は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

13番の転用者は、進入路及び水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番の転用者は、新聞配達販売業を営む法人を経営しており、経営法人の駐車場が手狭となったことから、法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適切で

あると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が518.25平方メートルあります。

15番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和38年12月に建築しておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が524.50平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番の転用者は、非農家の自己住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年3月に建築しておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が243.30平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13ページを御覧ください。

19番の転用者は、自動車販売・整備業を営んでおり、駐車場が手狭となったことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地所有者が平成18年ごろ造成しておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番の転用者は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化され住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が55平方メートルあります。

21番の転用者は、土木工事業を営む法人の役員で、駐車場が手狭となったことから、法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く、宅地化が進んだ地域内であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番の転用者は、建設業を営む法人の役員で、資材・車両置場が手狭となったことから、法人への露天貸資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く宅地化が進んだ地域内であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が49.13平方メートルあります。農地法第4条の規定による許可申請11番に関連しています。

24番の転用者は、不動産業を営んでおり、同族会社の駐車場が手狭となったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、借入法人の業務上の必要性も確認できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者は、光学機械の修理、販売業を営んでおり、事務所が手狭となったことから、新たな事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ地域内であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

26番の転用者は、自営で建設業を営んでいますが、資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅

地化が進んだ地域内にあり交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番の転用者は、宅地建物取引業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番の転用者は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家近くで農業も手伝えることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページを御覧ください。

29番の転用者は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化され住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が164.60平方メートルあります。

30番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅の宅地を拡張するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、不整形な併用宅地の利用をし易くするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条の規定による許可後の事案計画変更申請4番に関連しています。

33番の転用者は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページを御覧ください。

34番の転用者は、不動産業を営んでおり、関連のある法人の工場の駐車場が手狭となったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人事務所に近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

35番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

36番の転用者も、35番と同様に分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番の転用者は、不動産の賃貸及び管理業を営んでおり、同族会社の資材置場・駐車場が手狭となったことから、露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は会社に隣接し利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和56年ごろに造成され利用されておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

38番は、妻の弟及び母と一緒に生活するため、2世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、母親の生活環境への変化がない地域での選定で、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が496.67平方メートルあります。

39番の転用者は、事務所の露天駐車場が手狭となったことから、追加の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事務所に隣接し利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

16ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道に50メートルと近く、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和57年ごろに一部造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番の転用者は、介護事業を営んでおり、駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道から50メートルと近く、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が12.08平方メートルあります。

3番の転用者は、農機具製造・修理・販売業を営んでおり、事務所及び駐車場が手狭となったことから、事務所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道に面し交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が409.47平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番の転用者は、板金塗装業を営んでおり、駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年7月に造成しておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番の転用者は、自動車販売事業を営んでおり、車輛置場が手狭となったことから、露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道に面し交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が5,602.57平方メートルあります。

6番の転用者は、生薬製造業を営んでおり、事業拡大により資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道に面し、事務所近くで利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年9月に造成され利用中ですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番の転用者は、造園業を営んでおり、自宅兼事務所で事業を行っておりますが、手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存事務所に近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

17ページを御覧ください。

1番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、造園業を営んでおり、母所有の農地を借り受けて露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年3月に一部造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年10月に造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が143.85平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年1月に造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が18.08平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年3月に一部造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が41.58平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親と祖母の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が2.26平方メートルあります。

8番は、母所有の農地を借り受けて、個人で建具加工組立業を営む申請者が工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、受注及び販売先法人に近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が86.60平方メートルあります。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が289.54平方メートルあります。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅や共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページを御覧ください。

11番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年5月に造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切である

と考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

12番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が40.78平方メートルあります。

続きまして、地上権による転用申請を御説明申しあげます。

19ページを御覧ください。

1番は、発電出力1,990キロワット、9,520枚パネルをため池水上に設置し太陽光発電事業を行うのに際し、パワーコンディショナー4台の設置が必要となることから、太陽光発電パワーコンディショナー設置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、太陽光パネル設置用地であるため池の隣接地のうち、パワーコンディショナー等の重量に耐えうる安定地盤が確保された土地は本申請地以外に無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力供給契約も平成29年12月27日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が134平方メートルあります。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権34件、賃借権7件、使用貸借12件、地上権1件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稲を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は野菜を栽培するものです。

3番は、譲渡人が労力不足のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲・果樹を栽培するものです。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は水稲を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

6番は、分家独立している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は野菜・果樹を栽培するものです。

8番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

9番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稲を作付けするものです。
議案書21ページをお開きください。

10番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番は、国有地を隣接農地所有者へ売り渡すもので、譲受人は自作地と一体利用し野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足のため自宅の近くで経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番は、譲渡人が通作が不便のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

15番・16番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柑橘類を栽培するものです。

17番も、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

18番も、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

19番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

議案書22ページをお開きください。

20番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番が同時に提出されており、要件は満たします。

21番は、農地所有適格法人が借入地を購入するもので、取得後は引き続きオリーブを栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

22番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後はミカンを栽培するものです。

23番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は野菜を栽培するものです。

24番は、譲渡人が労力不足のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

25番は、隣接農地所有者が転用済地との交換により譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借6番が同時に提出されており、要件は満たします。

26番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は水稻・麦を作付けするものです。

27番は、譲渡人が高齢で経営を縮小するため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ経営移譲を行っていますが、隣接地に貸人の自作地が見つかったため、後継者へ6年間の使用貸借による権利の設定するもので、

設定後は隣接農地と一体利用して野菜を栽培するものです。

登記簿上の地目は宅地ですが、現況農地であることは地区の現地調査で確認済みです。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。

4番も、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

5番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借11番に関連しています。

6番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権25番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転27件、使用貸借6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページを御覧ください。

1番、2番は、平成2年6月から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったものと、一部道路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」と「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和60年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が

無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田所職員 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず、第16条第1項と第18条第1項の規定の違いですが、16条は新規の開発協議で、18条は一度協議終了通知を受けた開発内容を変更するために協議するものです。

それでは、始めに第16条第1項の案件について御説明申し上げます。

資料1-1を御覧ください。

1枚めくっていただき、2ページのとおり、平成30年2月13日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページのとおり、同月8日付けで土砂採取事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、現況平面図、公図、利用計画平面図、断面図、求積図、緑化計画図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請地は、主要地方道三木・綾川線から南に900メートルの位置にある山林9,790平方メートルです。

土地開発行為の目的は土砂の採取で、採取後は資材置場用地として利用するものです。

平成30年2月22日に地区担当委員と職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺には農地がないことを確認しましたので、高松市長には、「開発区域は山林であり、周辺には農地及び農業施設はなく問題ありません」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、第18条第1項の案件について御説明申し上げます。

資料1-2を御覧ください。

1枚めくっていただき、2ページから4ページまでのとおり、平成30年2月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、5ページから10ページまでのとおり、同日付けで三つの採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

11ページ以降には、位置図、現況図、公図、地籍図、区域図、利用計画図、断面図、跡地復旧計画図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に700メートルの位置にある山林です。

土地開発行為の目的は土石の採掘（採石事業）です。

変更内容は事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年2月6日から33年3月5日に変更するものです。

平成30年2月26日に地区担当委員と職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域内及び周辺には農地は有りませんが、裾野には農地があり、地元委員と協議した結果、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、資料1-3を御覧ください。

1枚めくっていただき、2ページのとおり、平成30年2月14日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページには同日付けで土砂採取事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、現況平面図、公図、利用計画平面図、断面図、緑化計画図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請地は、県道高松・志度線から北に100メートルの位置にある山林8,928平方メートルです。

土地開発行為の目的は土砂の採取で、採取後は山林に復旧するものです。

変更内容は事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月11日から33年3月11日に変更するものです。

平成30年2月26日に地区担当委員と職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地があるため、地元委員と協議した結果、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

最後に、資料1-4を御覧ください。

1枚めくっていただき、2ページのとおり、平成30年2月14日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページ・4ページのとおり、同日付けで花崗土採取事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

5ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図、断面図、緑化計画図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請地は、主要地方道三木・綾川線から西に100メートルの位置にある山林等9,147平方メートルです。

土地開発行為の目的は花崗土の採取及び建設残土の埋め立てで、埋め立て後は資材置場用地とするものです。

変更内容は事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月19日から33年3月19日に変更するものです。

平成30年2月23日に地区担当委員と職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域内及び周辺には農地はありませんが、裾野には農地があり、地元委員と協議した結果、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、第16条第1項が1件、第18条第1項が3件、計4件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田所職員 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

2ページから4ページまでのとおり、平成30年2月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、5ページから19ページまでのとおり、同日付けで三つの採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

20ページ以降には、位置図、公図、地籍図、区域図、現況図、利用計画図、断面図を付しています。

概要をまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請者及び土石の採取場は、議案第10号の資料1の2で御説明しました事案と同一で

あり、現地調査も土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、採取場区域の裾野には農地があり、高松市長には、「採石に当たっては、採取場区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

——神内委員入室——

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

田所職員 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

地籍調査は、国土調査法に基づき、本市が事業を実施しております。

資料の表紙裏面をお開きください。

平成30年2月13日付けで高松市長より地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

去る2月26日に地区担当委員・事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については3ページの農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

3ページを御覧ください。

1番は地目が田であります、現況が公衆用道路ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

2番、3番は地目が畑であります、現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

回答の概要をまとめておりますので表紙をお開きください。先ほどの表右部分の地籍調査後の土地の表示3件のうち、農地の件数が0件、農地以外が3件です。

なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し、地区担当委員と協議した結果、原状回復命令は発しないということで回答したいと考えておりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

事務局の説明を求めます。

議 長 御異議ないようでありますので、議案第12号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第13号について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

高松市長から平成30年3月1日付け高農第843号で本会会長宛に、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づく高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められました。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

1ページのとおり、農用地区域からの除外は、14件、4,592.91平方メートルとなっております。

2ページを御覧ください。

農業用施設として用途区分の変更を行うもので、1件、198平方メートルです。

以上、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第13号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については異議のない旨回答することに決定いたします。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

平成30年3月5日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

資料2枚目の裏面を御覧ください。

平成30年3月31日広告予定で、1月17日から31日にかけて、第1地区から第7地区で開催しました農業相談会において、申出がありました利用権の設定筆数等を集計表にしたものです。

全体の合計が、1,069筆、面積は1,033,053.40平方メートルとなっています。

資料3枚目の表面と裏面はその内訳となっており、表面が通常の利用権決定、裏面は農地中間管理事業を集計したものです。

表面の通常の利用権設定につきましては、合計筆数が853筆、合計面積が818,188.40平方メートルとなっております。

裏面の農地中間管理事業につきましては、合計筆数が216筆、合計面積が214,865平方メートルとなっており、今回の農地集積面積の約21パーセントとなっております。

利用権設定各筆明細1ページの番号100番から70ページの765番までが通常の利用権設定で、71ページの800番から88ページの882番までが、公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借です。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用用件や、農作業常時従事用件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあ

げます。

資料6を御覧ください。

平成30年2月7日から同年3月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、2月議決分といたしまして4条が20件、5条が38件、合計で4条が20件、5条が43件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、2月議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、合計で4条が0件、5条が13件です。

取下げにつきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留案件について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、1月議決分の3番、16番、19番及び21番が、開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく5条関係で2月議決分の5番、6番が開発許可未了により、また、15番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係の24番、32番、34番及び賃借権の1番が、開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく5条関係で、賃借権の2番、使用貸借の4番が、開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成29年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時3分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員